iFreeETF

投資信託説明書（交付目論見書）

iFreeETF 日経平均レバレッジ・インデックス

追加型投信／国内／株式／ETF／インデックス型

使用開始日：2025年4月4日

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

■委託会社（ファンドの運用の指図等を行ないます。）

大和アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第352号

大和アセットマネジメント
Daiwa Asset Management

■受託会社（ファンドの財産の保管、管理等を行ないます。）

株式会社りそな銀行

■委託会社の照会先

ホームページ
https://www.daiwa-am.co.jp/

コールセンター　受付時間　9:00～17:00（営業日のみ）
0120-106212

■ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

■本文書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

商品分類					属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
追加型	国　内	株　式	ＥＴＦ	インデックス型	その他資産(株価指数先物)	年１回	日本	ファミリーファンド	その他(日経平均レバレッジ・インデックス)

※商品分類・属性区分の定義について
　くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ〔http://www.toushin.or.jp/〕をご参照下さい。

〈委託会社の情報〉

委託会社名	大和アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959年12月12日
資本金	414億24百万円
運用する投資信託財産の合計純資産総額	32兆3,810億19百万円

（2025年1月末現在）

●本文書により行なう「iFreeETF 日経平均レバレッジ・インデックス」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2025年4月3日に関東財務局長に提出しており、2025年4月4日にその届出の効力が生じています。

●当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。

●当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

●請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます（請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。）。

ファンドの目的

信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「日経平均レバレッジ・インデックス」(※) の変動率に一致させることを目的とします。

※「日経平均レバレッジ・インデックス」は、日々の騰落率を日経平均株価の騰落率の2倍として計算された指数で、2001年12月28日の指数値を10,000ポイントとして計算されています。以下「対象指数」という場合があります。

ファンドの特色

1 わが国の株価指数先物取引を買建てるとともに、残存期間の短いわが国の債券に投資します。

2 株価指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額(注)が、原則として、信託財産の純資産総額の2倍程度になるように調整を行ないます。

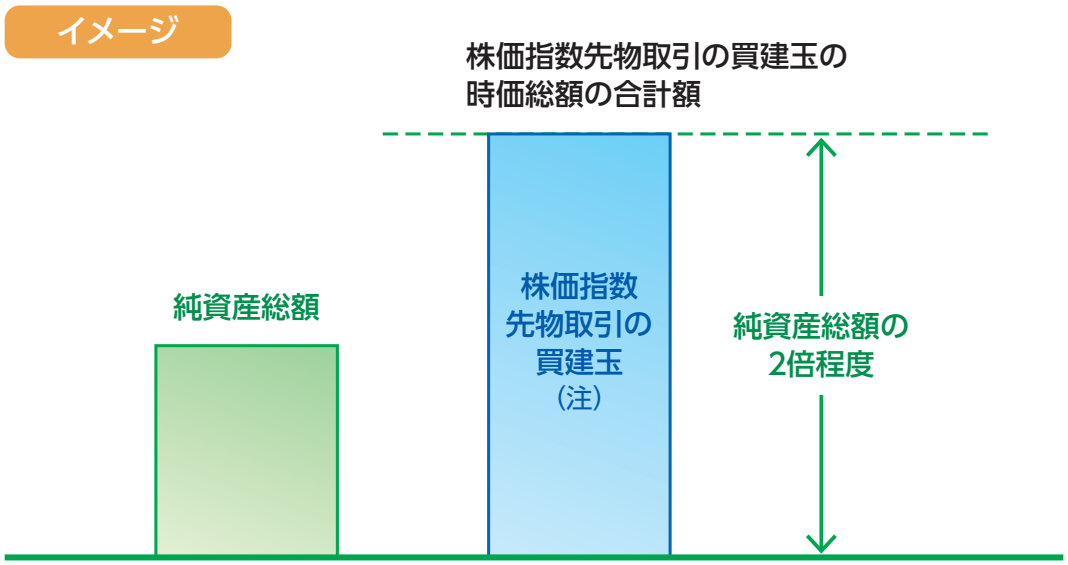

(注) 日経平均株価の採用銘柄（採用が決定された銘柄を含みます。）ならびに日経平均株価に連動する投資成果をめざす投資信託証券および対象指数に連動する投資成果をめざす投資信託証券に投資することがあります。対象指数に連動する投資成果をめざす投資信託証券を組入れる場合は、組入総額は、実額の2倍とみなします。

※上記はあくまでもイメージであり、実際の株式・投資信託証券および株価指数先物の組入れは必ずしも上記のようになるとは限りません。

※追加設定、解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、 既存受益者と新規受益者の公平性を維持するために、原則として、当日中に株価指数先物取引を買建てもしくは転売するものとします。この結果、株式と投資信託証券の組入総額、ならびに株価指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額の2倍程度にならないことがあります。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1および2の運用が行なわれないことがあります。

3 受益権は、東京証券取引所に上場されます。

●取引所における売買単位は、1口単位です。
●取引方法は、原則として株式と同様です。

4 追加設定は、現金により行ないます。

●追加設定は1万口以上1口単位となります。

5 解約請求により換金を行なうことができます。

●受益権をもって株式と交換することはできません。
●換金は1万口以上1口単位となります。

ファンドの仕組み

●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。なお、当ファンドは、マザーファンドへの投資のほか、円建ての債券への直接投資および株価指数先物取引の買建てを行ないます。

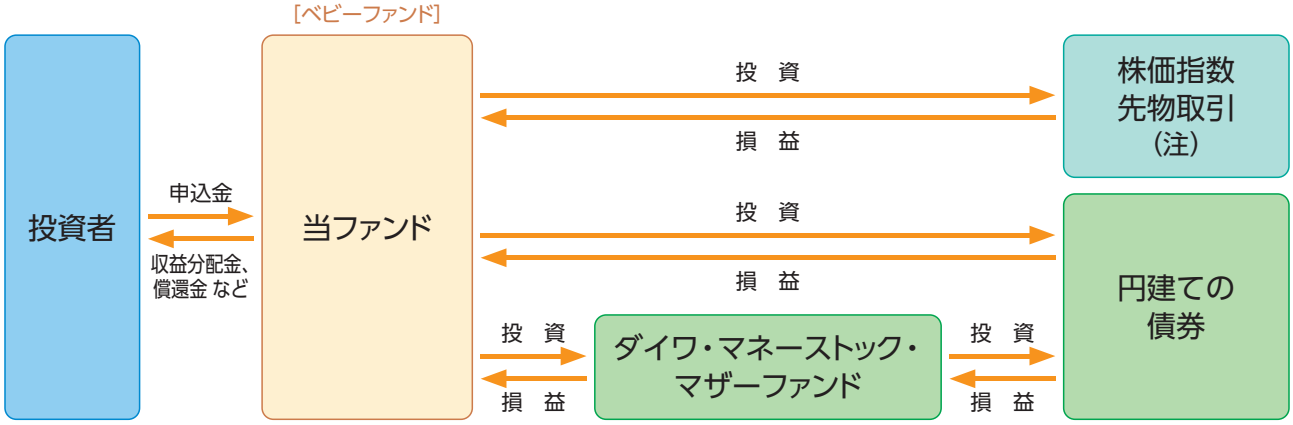

（注）株式・投資信託証券に投資する場合があります。

6 毎年1月10日に決算を行ないます。

●収益の分配は、原則として、信託の計算期間ごとに、配当等収益等から諸経費および運用管理費用（信託報酬）等を控除した額の全額について分配します。ただし分配額がゼロとなる場合があります。

●収益分配金は、名義登録受益者（計算期間終了日において氏名もしくは名称および住所が受託会社に登録されている者）に対して支払われます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 株式という資産全体の実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

日経平均レバレッジ・インデックスについて

①「日経平均レバレッジ・インデックス」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均レバレッジ・インデックス」自体および「日経平均レバレッジ・インデックス」を算定する手法、さらには、「日経平均レバレッジ・インデックス」を算出する際の根拠となる「日経平均株価」に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。

②「日経」および「日経平均レバレッジ・インデックス」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、すべて株式会社日本経済新聞社に帰属しています。

③「iFreeETF 日経平均レバレッジ・インデックス」は、投資信託委託会社等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用および「iFreeETF 日経平均レバレッジ・インデックス」の取引に関して、一切の責任を負いません。

④株式会社日本経済新聞社は、「日経平均レバレッジ・インデックス」および「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。

⑤株式会社日本経済新聞社は、「日経平均レバレッジ・インデックス」および「日経平均株価」の計算方法など、その内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

基準価額の変動要因

●当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。**

●**投資信託は預貯金とは異なります。**

〈主な変動要因〉

株価指数先物取引の利用に伴うリスク	株価指数先物の価格は、対象とする指数の値動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を買建てている場合の先物価格の下落により損失が発生し、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 また、先物を買建てている場合のわが国の株式市場の下落によって、わが国の株式市場の変動率に比べて大きな損失が生じる可能性があります。
価格変動リスク・信用リスク	組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
株価の変動	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。
公社債の価格変動	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
  これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 「日経平均レバレッジ・インデックス」に内在する性質に関する注意点
  対象指標とする「日経平均レバレッジ・インデックス」は原指標の「日経平均株価」の変動率の「2倍」の値動きになる指数で、「日経平均株価」の１日の変化率（前日終値と当日終値とを比較して算出）を「2倍」したものを前日の指数値に乗じて算出されます。
  指標と原指標は完全な正相関ではないため、複数日以上の計算期間では、複利効果のため指数値は一般的に「日経平均株価」の変動率の「2倍」とはならず、計算上、差が生じます。この差は当該期間中の「日経平均株価」の値動きによって変化し、プラスの方向にもマイナスの方向にもどちらにも生じる可能性がありますが、一般に、「日経平均株価」の値動きが一定の範囲内で上昇・下落を繰り返した場合に、マイナスの方向に差が生じ、対象指標は逓減する可能性が高くなります。また、一般に、当該期間が長くなればなるほどその差が大きくなり、対象指標の逓減が強まる特性を持ちます。
- レバレッジ倍率に比した高リスク商品であり、初心者向けの商品ではありません。長期に保有する場合、対象資産の値動きに比べて基準価額が大幅に値下がりすることがあるため、そのことについてご理解いただける方に適しています。
- 当ファンドは、金融商品取引所に上場され取引が行なわれます。当ファンドの市場価格は需給等を反映し決定されるため、基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

参考情報

●下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

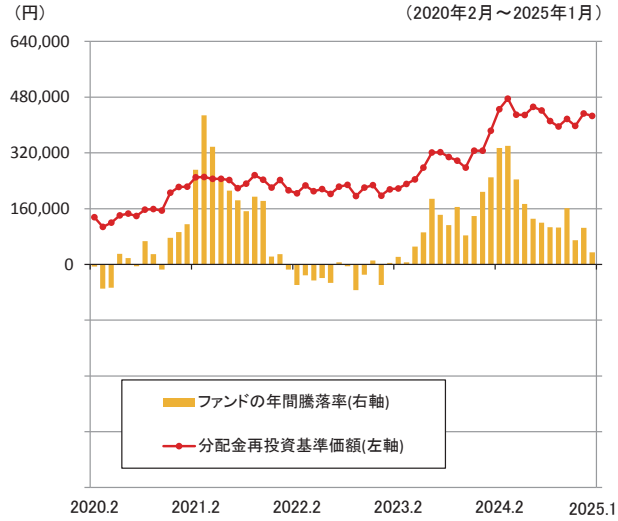

他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

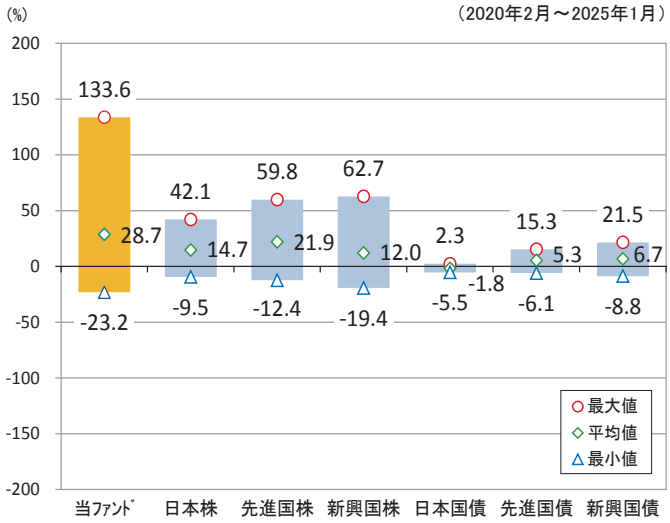

※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日 本 株：配当込みTOPIX
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス— エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

※指数について

●配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社ＪＰＸ総研または株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.（「MSCI」）が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。〔https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html〕●NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス— エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

●iFreeETF 日経平均レバレッジ・インデックス

2025年1月31日現在　※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	426,012円
純資産総額	86億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	−1.6%
3カ月間	2.1%
6カ月間	−3.6%
1年間	11.0%
3年間	100.4%
5年間	159.9%
設定来	326.0%

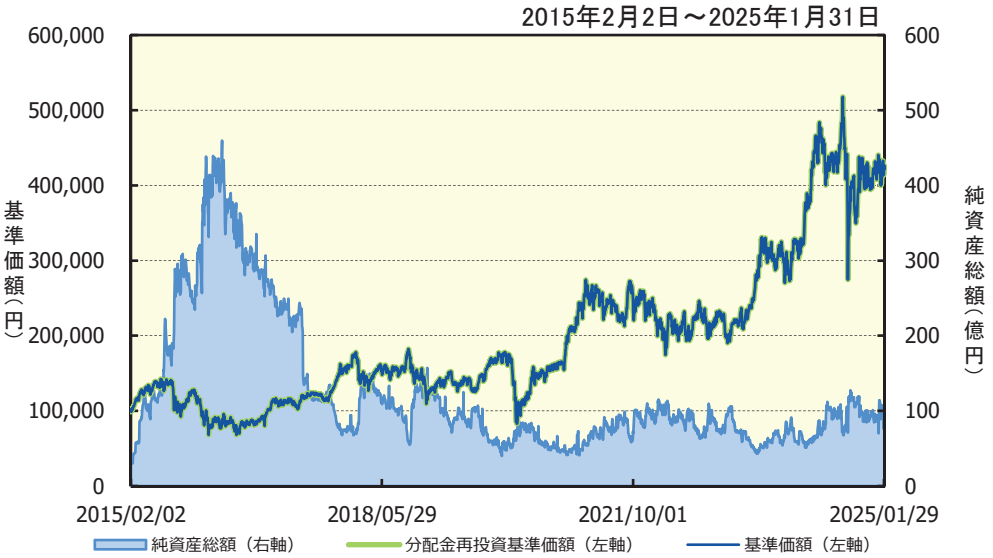

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において運用管理費用（信託報酬）は控除しています。

分配の推移（10口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額：　0円　　設定来分配金合計額：　0円

決算期	第 1 期 16年1月	第 2 期 17年1月	第 3 期 18年1月	第 4 期 19年1月	第 5 期 20年1月	第 6 期 21年1月	第 7 期 22年1月	第 8 期 23年1月	第 9 期 24年1月	第 10 期 25年1月		
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円		

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率
国内債券	3	35.3%
コール・ローン、その他		64.7%
合計	3	100.0%

その他資産別構成	銘柄数	比率
国内株式先物	1	199.6%

債券種別構成	比率
国債	35.3%

組入上位10銘柄	償還日	比率
NK225　先物 0703月	−	199.6%
1277国庫短期証券	2025/03/31	12.4%
1266国庫短期証券	2025/02/10	11.7%
1231国庫短期証券	2025/05/20	11.3%

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークは日経平均レバレッジ・インデックス（配当なし）です。

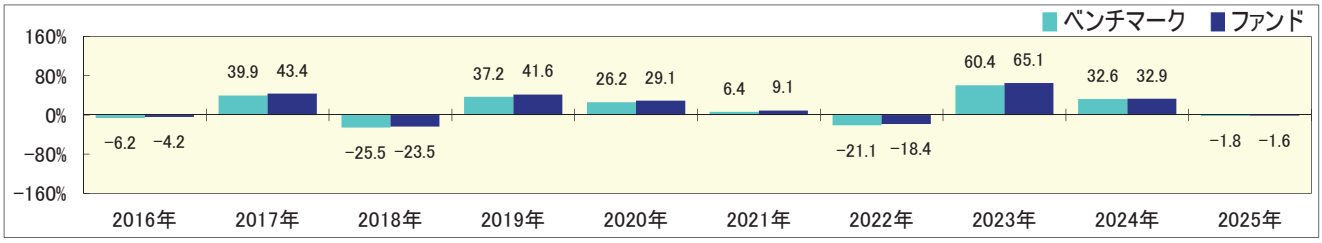

・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。ベンチマークの「年間収益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。
・2025年は1月31日までの騰落率を表しています。
・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「日経平均レバレッジ・インデックス」の変動率に一致させることを目的として運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

イ．株式・投資信託証券の実質的な組入総額および株価指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が必ずしも純資産総額の２倍と同額とならないこと

ロ．日経平均株価の値動きと、利用する株価指数先物の値動きとの差

ハ．追加設定および解約に対応した株価指数先物取引の約定価格と終値の差

ニ．株価指数先物取引をロールオーバーする過程における、限月の異なる先物間の価格差の変動

ホ．公社債等の短期有価証券への投資による利子収入等があること

ヘ．運用管理費用（信託報酬）、監査報酬、売買委託手数料等の負担

ト．株価指数先物の流動性が低下した場合などにおける売買対応の影響

チ．株価指数先物の最低取引単位の影響

日経平均レバレッジ・インデックスの値動きについて

●「日経平均レバレッジ・インデックス」は、変動率が「日経平均株価」の日々の変動率の2倍となるように算出されているため、前営業日と比較するとその変動率は「日経平均株価」の2倍となりますが、2営業日以上離れた日との比較においては、「日経平均株価」の変動率の「2倍」になるわけではありません。

［例1］日経平均株価が1日目に5%上昇し、2日目に10%上昇した場合

	基準日	1日目	（前日比）	2日目	（前日比）	2日目と基準日の比較
日経平均株価	100	105	5%	115.5	10%	15.50%
日経平均レバレッジ・インデックス	100	110	10%	132	20%	32.00%

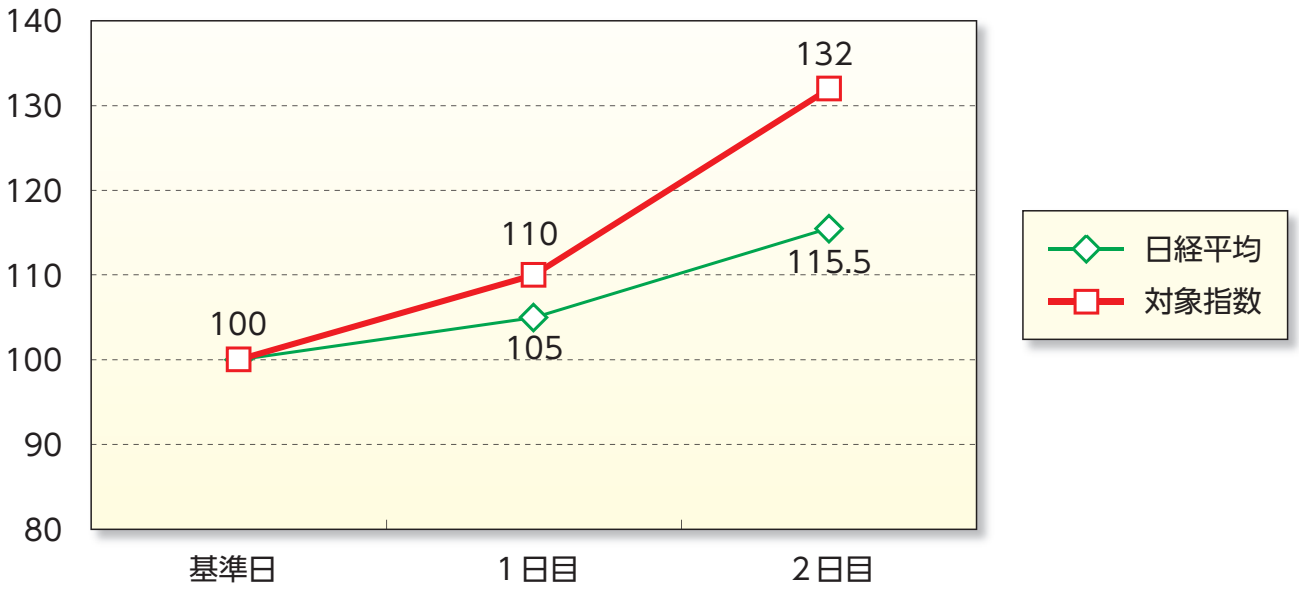

◆「2日目」と「基準日」とを比較し、
日経平均レバレッジ・インデックスの値動きは (132−100) ÷100 = 32%であり、
日経平均株価の値動き (115.5−100) ÷100 = 15.5%の2倍とはなっていません。

※上記は、対象指数の値動きをわかりやすく説明するため、細部を省略し抽象化して説明した例であり、実際とは異なりますのでご注意下さい。

［例2］日経平均株価が1日目に5%下落し、2日目に10%下落した場合

	基準日	1日目	（前日比）	2日目	（前日比）	2日目と基準日の比較
日経平均株価	100	95	−5%	85.5	−10%	−14.50%
日経平均レバレッジ・インデックス	100	90	−10%	72	−20%	−28.00%

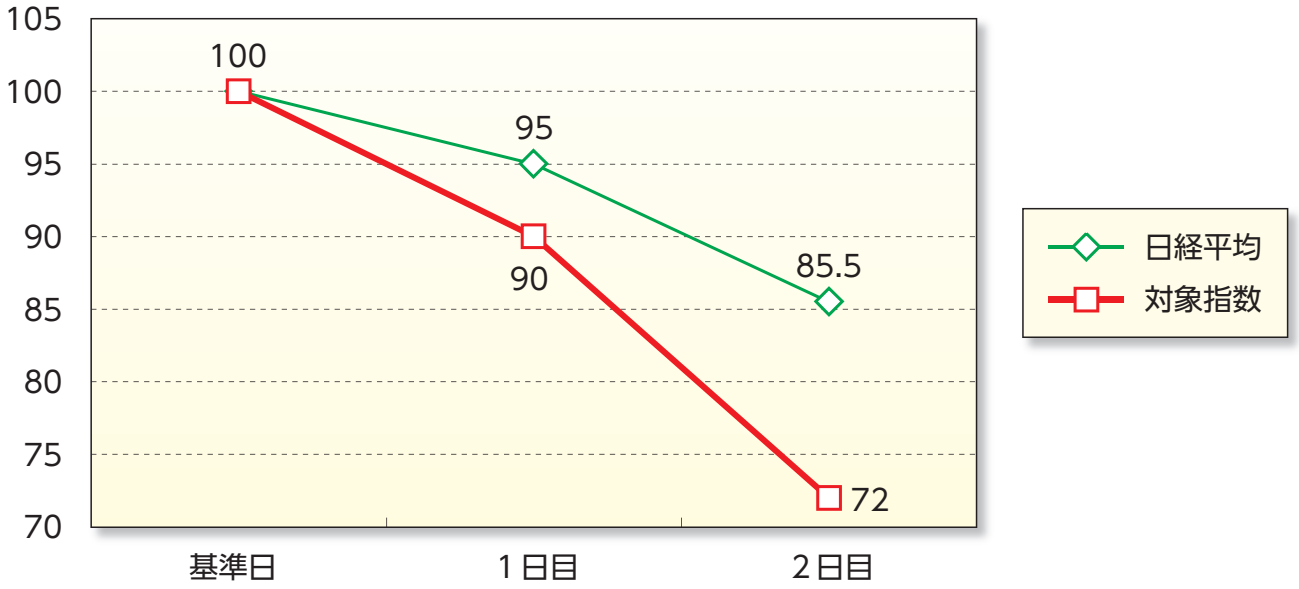

◆「2日目」と「基準日」とを比較し、
日経平均レバレッジ・インデックスの値動きは (72−100) ÷100 = −28%であり、
日経平均株価の値動き (85.5−100) ÷100 = −14.5%の2倍とはなっていません。

※上記は、対象指数の値動きをわかりやすく説明するため、細部を省略し抽象化して説明した例であり、実際とは異なりますのでご注意下さい。

［例3］日経平均株価が1日目に5%上昇し、2日目に10%下落し、3日目に6%上昇した場合

	基準日	1日目	（前日比）	2日目	（前日比）	3日目	（前日比）	3日目と基準日の比較
日経平均株価	100	105	5%	94.5	−10%	100.17	6%	0.17%
日経平均レバレッジ・インデックス	100	110	10%	88	−20%	98.56	12%	−1.44%

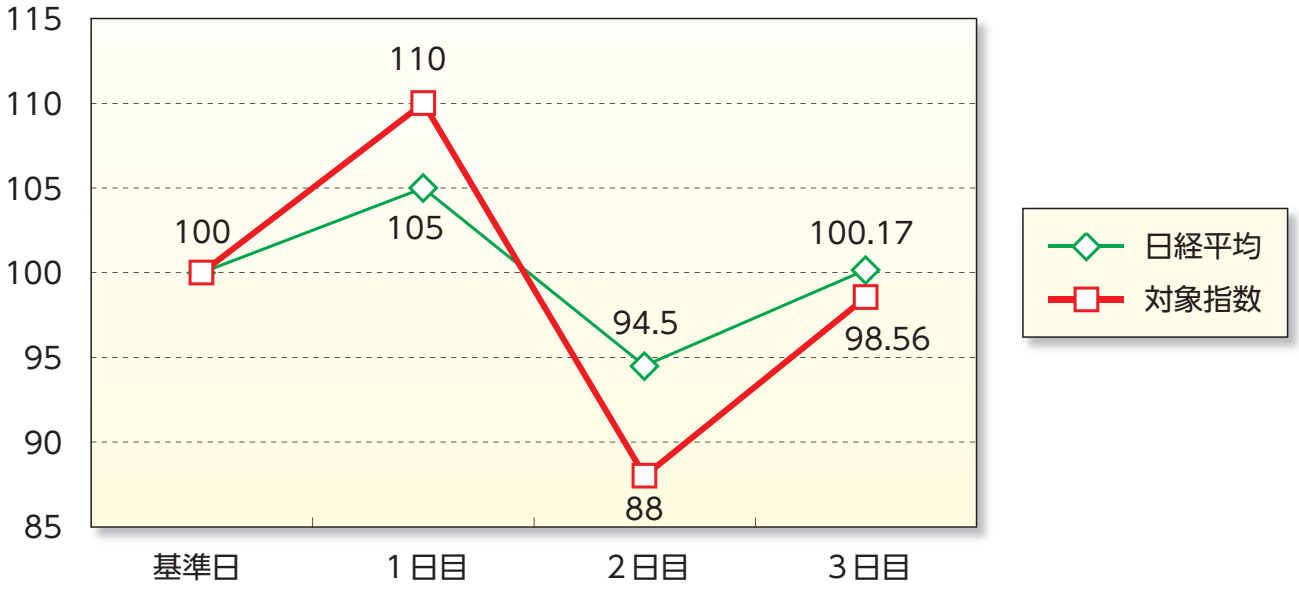

◆「3日目」と「基準日」とを比較し、
日経平均レバレッジ・インデックスの値動きは (98.56−100) ÷100 = −1.44%であり、
日経平均株価の値動き (100.17−100) ÷100 = 0.17%の2倍とはなっていません。

※上記は、対象指数の値動きをわかりやすく説明するため、細部を省略し抽象化して説明した例であり、実際とは異なりますのでご注意下さい。

お申込みメモ

購入単位	１万口以上1口単位
購入価額	購入申込受付日の基準価額（10口当たりの価額で表示されます。）
購入方法	追加設定は現金により行ないます。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	１万口以上1口単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額（10口当たりの価額で表示されます。）
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して3営業日目からお支払いします。
申込締切時間	委託会社が別に定める時限まで
申込受付中止日	〈購入申込みの受付けの停止〉 1. 計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内） 2. 前1. のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき ※上記の1. に該当する場合であっても、委託会社の判断により、購入申込みを受付けることがあります。 〈換金申込みの受付けの停止〉 1. 計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内） 2. 前1. のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき ※上記の1. に該当する場合であっても、委託会社の判断により、換金申込みを受付けることがあります。
購入の申込期間	2025年4月4日から2025年10月3日まで （終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた購入・換金の申込みを取消すことがあります。また、委託会社が必要と認めるときは、購入の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた購入の申込みを取消すことがあります。
信託期間	無期限（2015年1月5日当初設定）
繰上償還	●受益権の口数が20営業日連続して5万口を下ることとなった場合、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合または対象指数が廃止された場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。 ●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 • 受益権の口数が10万口を下ることとなった場合 • 信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき • やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年1月10日
収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。
信託金の限度額	1兆円
公告	電子公告の方法により行ない、ホームページ〔https://www.daiwa-am.co.jp/〕に掲載します。
運用報告書	－
課税関係	課税上は上場証券投資信託等として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 上場証券投資信託等は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ※2025年1月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が独自に定めるものとします。	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—
換金時手数料	販売会社が独自に定めるものとします。	換金に伴う取引執行等の対価です。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
		料率等	費用の内容
運用管理費用（信託報酬）		年率0.825%(税抜0.75%)以内(提出日現在は、年率0.825%(税抜0.75%))	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。
配分(税抜)(注1)	委託会社	年率0.70%	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書作成等の対価です。
	受託会社	年率0.05%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
その他の費用・手数料		（注２）	●有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、監査報酬等を信託財産でご負担いただきます。 ●受益権の上場にかかる費用および対象指数の商標の使用料（商標使用料）ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額を、受益者の負担として信託財産から支払うことができます。 ※提出日現在、商標使用料は信託財産の純資産総額に、年率0.044%(税抜0.04%)を乗じて得た額（ただし、年間11万円(税抜10万円)を下回る場合は11万円(税抜10万円)）となります。 ※提出日現在、上場にかかる費用は以下となります。 ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%（税抜0.0075%） ・追加上場料：追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税抜0.0075%）

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。上記の配分は提出日現在の配分であり、今後変更されることがあります。
(注2) 売買委託手数料などの「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。
※購入時手数料・換金時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。
※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期末または信託終了時に行なわれます。
※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

〈税金〉

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
売却時	所得税および地方税	譲渡所得として課税(注) 売却時の差益（譲渡益）に対して20.315%
換金時	所得税および地方税	譲渡所得として課税(注) 換金時の差益（譲渡益）に対して20.315%
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税(注) 収益分配金に対して20.315%

(注) 所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。
※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※上記は、2025年1月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management